



ITEM2023に参加される方へ

医療機器業公正競争規約の展示関連説明

2023年度版

公正取引推進委員会
公取協JIRA支部

2022/11/1 展示実施要項説明会

All Rights Reserved Copyright JIRA

公正競争規約とは

ITEMには公正競争規約が適用されます。

医療機器業公正競争規約は

- 消費者庁長官と公正取引委員会から認定を受けた法的根拠のある医療機器業界のルール。
- 金銭や物品、便益労務等を提供することについて、できること、できないこと等を規定しています。



もくじ

1. 入場カード引換券の配布方法
2. 自社展示場の来場者への記念品
3. 形状見本(サンプル)は配布できない
4. アンケート調査への謝礼
5. 会場での食品類の提供
6. 学会での案内等の手伝い
7. 公取協JIRA支部ブース



JRC2023
 Be a Game Changer
 in Medicine with Radiology

第62回 日本医学放射線学会総会
 会長 粟井 和夫 広島大学

第79回 日本放射線技術学会総会学術大会
 大会長 市田 隆雄 大阪公立大学医学部附属病院

第125回 日本医学物理学会学術大会
 大会長 阿部 慎司 茨城県立医療大学

2023
4/13^④・16^⑤
 Thu Sun
 会場/パシフィコ横浜

同時開催 **JIRA** ITEM 2023
 国際医用画像総合展
 2023 4/14^④・16^⑤

JRC 日本ラジオロジー協会 <https://www.j-rc.org/>

入場カード引換券の配布方法

入場カード引換券はJRCが顧客等を招待するもの。
事業者の皆様にはJRCに代わって、入場券を配布して
いただいています。

事業者が医療関係者に無償提供しているのではない！

自社の招待であるとの疑いを受けないように！

■ 入場カード引換券を顧客にお渡しする際
は、JRCの指定封筒に入れてください。

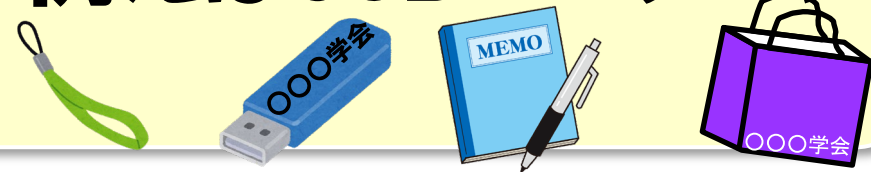
■ ITEM入場カード引換券自体には社印や
社名の押印や表示はしないこと。

自社展示場の来場者への記念品

学会参加者への配付用として提供できる物品

※市価で『1千円を超えない範囲』

- 文具類(筆記用具、ノート、メモ帳類)
- カタログ等の資料を入れる袋
- モバイル用品(ノートパソコン、スマートフォン、携帯電話、タブレット端末等を使用する上で有用な物品。例えばUSBメモリーやSDカード等)



**これ等に該当しないものはITEMの来場記念品には
できません。**

形状見本(サンプル)は配布できない

展示会場で形状見本(サンプル)の提供はできない

学会等の併設展示場で形状見本を配布することは、規約上の要件を満たしません。

会場での形状見本の提供はできません。

ダメだよ！



学会展示会場で、医療担当者等に十分な情報提供を行うことは難しい。



形状見本をご用意してます。

アンケート調査への謝礼

アンケートとは

市場調査の一環として、医療機関等又は医療担当者等に対して行う質問形式の調査で、マーケティング計画立案の参考にすることを目的として実施するもの。

■ アンケート調査の謝礼は、**1千円を越えない範囲**と決められています。(現金はダメ)

■ アンケート調査の謝礼はアンケートへの回答(役務)に対する対価です。**名目的なアンケート**に対する謝礼は規約に違反します。

会場での食品類の提供

来場者に食品類(飲料・菓子類・飴等)を提供することはできません。

■カウンターに飴等がある場合は、係員がお声がけします。

次のような場合は飲食を提供できます。

■商談時にパーティション等で仕切られた商談コーナー内で茶菓を提供すること。

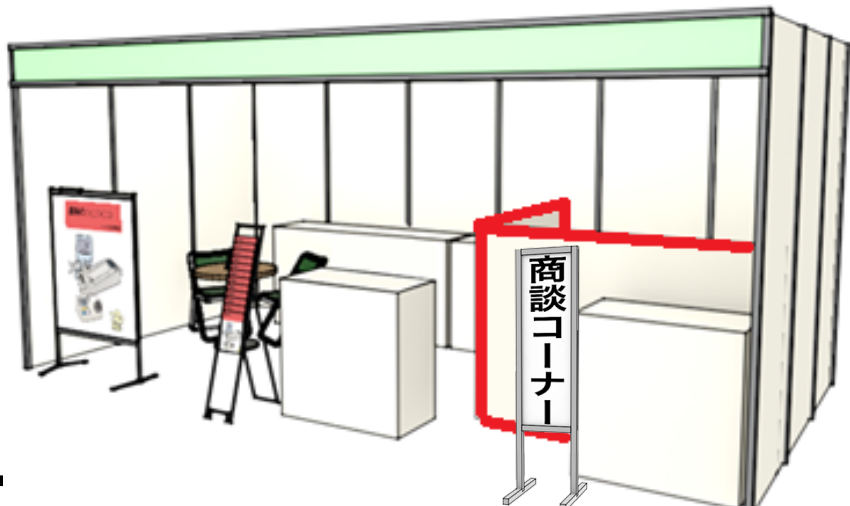
■展示ブースが狭く商談コーナーを設けられない場合に、商談時に商談スペースである事を明示した場所で茶菓を提供すること。

第三者からみても、商談や打合せの際の社会的儀礼の範囲内の接遇であるとわかるように！

会場での食品類の提供

学会会場の展示ブースにおける
コーヒー等の茶菓の提供

自社の展示ブース内のパーティ
ション等で仕切られた商談コー
ナー又は相談コーナーで、商談中
などに提供する場合。



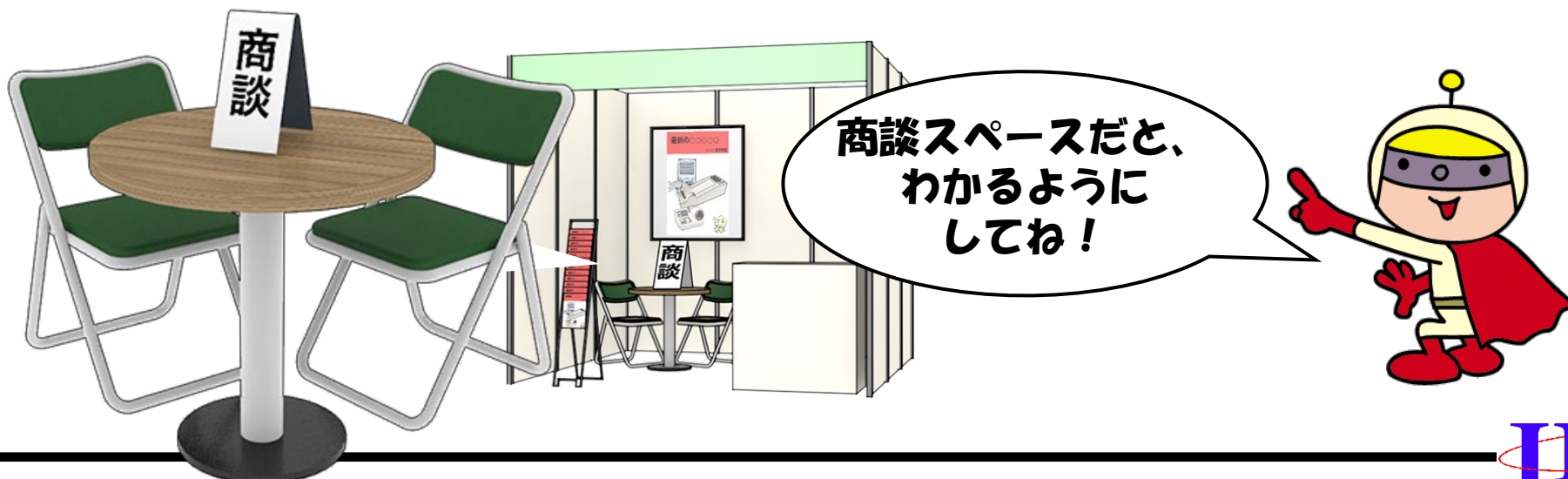
仕切られた
商談コーナーでの
商談中の提供は、
制限されないよ



会場での食品類の提供

パーティション等で仕切られた商談コーナー等を
設けることができないような場合

**第三者がみて、商談や打合せの
際の社会的儀礼の範囲内での
接遇であると認識できる。**



会場での食品類の提供

通路でコーヒー、菓子等を来場者に配ること
⇒来場者の自社ブースへの誘導

商談等を円滑に進行させるために
行う接遇に当たらない。
⇒社会的儀礼の範囲を逸脱して
いると判断。



学会での案内等の手伝い

- 要請に応ずる場合は、複数社で対応する。
- 同一資本系列(子会社等)や自社代理店との対応は、複数社とは認めていません。
- 1社1日、1~2名。
- お手伝い程度の簡易な作業であること。

簡易な作業の例

受付
会場誘導
クローク等の補助
会場照明のON/OFF

簡易な作業ではない例

PC・スライド等OA機器の操作
時計・マイク・スポットライト係
金銭を取り扱う業務
駐車場の誘導 等

公取協JIRA支部ブース

ITEM会場内に公取協ブースが設置されています

■規約の周知を行い、相談を受け付けます。

■会場内を見回り、規約に抵触すると思われる場合は、その場で違反行為を中止するよう求めることが有ります。



最後に

規約をご理解の上、
遵守頂くようお願い致します。